

# 熊本市公報

## 第 1360 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局総務課  
発行日 毎月 15 日・末日

### 規 則

○熊本市動物の愛護及び管理に関する条例等施行規則の一部を改正する規則（規則第 65 号）…………… 1169

### 訓 令

○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 10 号）…………… 1171

### 告 示

- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 633 号）…………… 1173
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 634 号）…………… 1173
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止（告示第 635 号）…………… 1173
- 放置自転車の移動及び返還（告示第 636 号）…………… 1174
- 放置自転車の売却等（告示第 637 号）…………… 1174
- 認可地縁団体の規約変更（告示第 640 号）…………… 1175
- 介護療養型医療施設の指定辞退（告示第 641 号）…………… 1175
- 介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 642 号）…………… 1175
- 介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 644 号）…………… 1176
- 平成 24 年度市税督促状の公示送達（告示第 645 号）…………… 1176
- 生活保護法等による介護機関の指定（告示第 647 号）…………… 1176
- 生活保護法による介護機関の指定（告示第 648 号）…………… 1177
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護  
機関の指定（告示第 649 号）…………… 1178
- 生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 650 号）…………… 1178
- 生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 651 号）…………… 1178
- 生活保護法による指定介護機関の休止（告示第 652 号）…………… 1179
- 生活保護法等による医療機関の指定（告示第 653 号）…………… 1179
- 生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 654 号）…………… 1185
- 生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 655 号）…………… 1187
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 656 号）…………… 1188
- 放置自動車の移動及び保管（告示第 657 号）…………… 1188
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 659 号）…………… 1188
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 660 号）…………… 1189
- 地縁団体の認可（告示第 661 号）…………… 1189
- 介護療養型医療施設の指定辞退（告示第 662 号）…………… 1190
- 介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 663 号）…………… 1190
- 都市計画の変更及び縦覧（告示第 664 号）…………… 1191
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 665 号）…………… 1191

○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 666 号）	1191
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 667 号）	1192
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 668 号）	1192
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 669 号）	1192
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 670 号）	1193
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（告示第 671 号）	1193
<b>公 告</b>	
○都市公園の廃止（公告第 609 号）	1194
○開発行為に関する工事の完了（公告第 610 号）	1194
○熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の書類の送付に代えての掲示（公告第 612 号）	1194
○開発行為に関する工事の完了（公告第 613 号）	1195
○開発行為に関する工事の完了（公告第 615 号）	1195
○開発行為に関する工事の完了（公告第 616 号）	1195
○熊本都市計画公園事業の認可（公告第 617 号）	1196
○熊本都市計画公園事業の認可（公告第 618 号）	1196
○開発行為に関する工事の完了（公告第 620 号）	1197
○開発行為に関する工事の完了（公告第 621 号）	1197
○開発行為に関する工事の完了（公告第 623 号）	1197
○開発行為に関する工事の完了（公告第 624 号）	1198
○開発行為に関する工事の完了（公告第 625 号）	1198
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 626 号）	1198
○開発行為に関する工事の完了（公告第 627 号）	1199
○開発行為に関する工事の完了（公告第 628 号）	1199
○開発行為に関する工事の完了（公告第 630 号）	1199
○市有地の公売（公告第 634 号）	1200
<b>中 央 区</b>	
○住民票の職権消除（中央区告示第 15 号）	1201
○住民票の職権消除（中央区告示第 16 号）	1201
○平成 24 年度熊本市住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（中央区告示第 17 号）	1202
<b>東 区</b>	
○住民票の職権消除（東区告示第 9 号）	1206
<b>西 区</b>	
○住民票の職権消除（西区告示第 5 号）	1206
○平成 24 年度熊本市住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（西区告示第 6 号）	1207
<b>南 区</b>	
○平成 24 年度熊本市住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（南区告示第 7 号）	1209
<b>上下水道局</b>	
○排水設備指定工事店の指定の取消し（上下水道局告示第 49 号）	1212

○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 50 号） .....	1212
○給水装置工事の事業の廃止（上下水道局告示第 51 号） .....	1213
○指定給水装置工事業者の指定（上下水道局告示第 52 号） .....	1213

### 教育委員会

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 11 号） .....	1213
----------------------------------	------

### 農業委員会

○熊本市農業委員会総会の開催（農委公告第 8 号） .....	1214
---------------------------------	------

### 人事委員会

○平成 25 年度身体障がい者を対象とする熊本市職員採用選考試験案内（熊本市人事委員会 公告第 8 号） .....	1214
---	------

**規 則**

規 則 第 6 5 号

平成 2 5 年 8 月 2 8 日

熊本市動物の愛護及び管理に関する条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市動物の愛護及び管理に関する条例等施行規則の一部を改正する規則

熊本市動物の愛護及び管理に関する条例等施行規則（平成 2 4 年規則第 1 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「法第 2 4 条第 1 項」の次に「(法第 2 4 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

様式第 5 号中

「 6 センチメートル」を「10 センチメートル」に、

「9 センチメートル」を「1 4 センチメートル」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

## (裏)

## 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

## （報告及び検査）

第 2 4 条 都道府県知事は、第 1 0 条から第 1 9 条まで及び第 2 1 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## （準用規定）

第 2 4 条の 4 第 1 6 条第 1 項（第 5 号に係る部分を除く。）、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 3 条（第 2 項を除く。）及び第 2 4 条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第 2 0 条中「第 1 0 条から前条まで」とあるのは「第 2 4 条の 2、第 2 4 条の 3 及び第 2 4 条の 4 において準用する第 1 6 条第 1 項（第 5 号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第 2 3 条第 1 項中「第 2 1 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 2 4 条の 4 において準用する第 2 1 条第 1 項又は第 2 項」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 1 項」と、第 2 4 条第 1 項中「第 1 0 条から第 1 9 条まで及び第 2 1 条から前条まで」とあるのは「第 2 4 条の 2、第 2 4 条の 3 並びに第 2 4 条の 4 において準用する第 1 6 条第 1 項（第 5 号に係る部分を除く。）、第 2 1 条及び第 2 3 条（第 2 項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## （報告及び検査）

第 3 3 条 都道府県知事は、第 2 6 条から第 2 9 条まで及び前 2 条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第 2 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

## （立入調査等）

第 1 8 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、動物を飼養し、又は保管する者その他の関係者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他動物の飼養若しくは保管に関係のある場所（人の住居を除く。）に立ち入り、飼養施設の規模及び構造並びに動物の飼養若しくは保管の状況を調査させ、若しくは質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## （動物愛護管理員）

第 1 9 条 法第 2 4 条第 1 項（法第 2 4 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。）又は法第 3 3 条第 1 項の規定による立入検査、前条第 1 項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 動物愛護管理員は、獣医師である職員並びに動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから、市長が任命する。

## 附 則

この規則は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

<b>訓 令</b>
------------

訓 令 第 10 号

平成 25 年 8 月 28 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成 8 年訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条動物愛護センター所長専決事項の項第 16 号中「及び第 2 項」を「から第 3 項まで」に改め、同項中第 41 号を第 44 号とし、第 25 号から第 40 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 24 号を第 27 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(26) 動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条の 3 の規定に基づく変更の届出の受理に関すること。

第 11 条動物愛護センター所長専決事項の項第 23 号中「第 24 条第 1 項」の次に「(法第 24 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「立ち入り検査」を「立入検査」に改め、同号を同項第 25 号とし、同項第 22 号中「第 23 条」の次に「(法第 24 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第 24 号とし、同項第 21 号の次に次の 2 号を加える。

(22) 動物の愛護及び管理に関する法律第 22 条の 6 第 2 項及び第 24 条の 2 の規定に基づく届出の受理に関すること。

(23) 動物の愛護及び管理に関する法律第 22 条の 6 第 3 項の規定に基づく検案書又は死亡診断書の提出の命令に関すること。

## 附 則

この訓令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

<b>告 示</b>
------------

告示第 6 3 3 号

平成 2 5 年 8 月 1 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 9 8 5 4	にしくまもと病院指定居宅介護支援 事業所 熊本市南区富合町古閑 1 0 1 2 番地	医療法人相生会 福岡県福岡市博多区店屋町 6 番 1 8 号 ランダムスクエア 4 階 理事長 入江 伸	平成 2 5 年 9 月 1 日	居宅介護支 援

告示第 6 3 4 号

平成 2 5 年 8 月 1 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代 表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 9 8 6 2	ケアプランセンター しんしん 熊本市北区龍田弓削一丁目 1 6 番 3 8 号	株式会社グローバル介護サービス 熊本市北区龍田弓削一丁目 1 6 番 3 8 号 代表取締役 白石 尊康	平成 2 5 年 9 月 1 日	居宅介護支 援

告示第 6 3 5 号

平成 2 5 年 8 月 1 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 1 2 7 3	株式会社徳田義肢製作所 熊本市中央区大江六丁目 2 7 番 2 0 号	株式会社徳田義肢製作所 熊本市中央区大江六丁目 2 7 番 2 0 号 代表取締役 徳田 章三	平成 2 5 年 7 月 3 1 日	居宅介護支 援

## 告 示 第 6 3 6 号

平成 25 年 8 月 19 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
  - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
    - ア 平成 25 年 8 月 6 日 中央区紺屋町一丁目、新市街エリア、銀座通りエリア、手取エリア
    - イ 平成 25 年 8 月 7 日 中央区渡鹿二丁目 1 1
    - ウ 平成 25 年 8 月 8 日 市庁舎北側駐輪場、新市街エリア、辛島エリア、手取エリア、市営辛島公園地下駐輪場、上通エリア
    - エ 平成 25 年 8 月 9 日 平成駅前自転車駐車場、東区尾ノ上三丁目 8
    - オ 平成 25 年 8 月 12 日 県道高森線、新市街エリア、辛島エリア、手取エリア、東区水源一丁目 14、銀座通りエリア、並木坂エリア、上通エリア
    - カ 平成 25 年 8 月 13 日 新市街エリア、手取エリア、辛島エリア、銀座通りエリア
  - (2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所
  - (3) 保管の期間 平成 25 年 11 月 21 日まで
- 2 移動・保管台数  
自転車 231 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間  
月曜日から土曜日まで  
午前 10 時から午後 4 時 30 分まで  
日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項  
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）  
平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）  
熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

## 告 示 第 6 3 7 号

平成 25 年 8 月 19 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成 25 年 8 月 19 日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 133 台



告 示 第 6 4 0 号

平成 25 年 8 月 21 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 団体の名称

舞原自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 目的

「本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

(4) 消防施設の維持管理」を

「本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。

(2) 区域内の美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること。

(3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。

(4) 福利・厚生に関すること。

(5) 交通安全・防犯・防災に関すること。

(6) その他目的達成に必要なこと。」に改める。

## (2) 事務所の所在地

「熊本市南区城南町舞原 351 番地」を「熊本市南区城南町舞原 280 番地 5」に改める。

告 示 第 6 4 1 号

平成 25 年 8 月 22 日

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 26 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 113 条の規定による届出がされたので、同法第 115 条の 2 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定辞退年 月日	サービスの種類
431012 1639	中嶋内科 熊本市北区硯川町 1134	医療法人社団 博文会 熊本市北区硯川町 1134 理事長 中嶋 博徳	平成 25 年 8 月 15 日	介護療養型医療施 設

告 示 第 6 4 2 号

平成 25 年 8 月 22 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
431012 1639	中嶋内科 熊本市北区硯川町1134	医療法人社団 博文会 熊本市北区硯川町1134 理事長 中嶋 博徳	平成25年 8月15日	(介護予防) 短期 入所療養介護

告示第 6 4 4 号

平成 25 年 8 月 26 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4362390 025	訪問看護ステーション きんも くせい 熊本市南区富合町古閑1012	医療法人相生会 熊本市南区富合町古閑1012 理事長 小西 淳二	平成 2 5 年 8 月 3 1 日	訪問看護 介護予防訪問看護

告示第 6 4 5 号

平成 2 5 年 8 月 2 6 日

平成 2 4 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

## 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（掲載省略）

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 市県民税（普通徴収） | 148件 |
| (2) 固定資産税      | 3件   |
| (3) 軽自動車税      | 40件  |
| (4) 市県民税（特別徴収） | 16件  |
| (6) 法人市民税      | 4件   |

告示第 6 4 7 号

平成 2 5 年 8 月 2 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
ケアプランセンター蓮 熊本市東区戸島七丁目7番91号 東央株式会社 黒田 亮	居宅介護支援	平成25年7月23日

あすなろ薬局 帯山店 熊本市中央区帯山三丁目 18 番 4 2 号 株式会社 MYU 代表取締役 松村 義雅	居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	平成 25 年 8 月 1 日
まえだクリニック 熊本市北区龍田八丁目 15-64 医療法人 社団 なつみ会 理事長 前田 淳子	居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	平成 25 年 7 月 25 日
セントケア巡回ステーションくまもと 熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号 セントケア九州株式会社 代表取締役 川島 裕介	定期巡回・随時対応型訪問介 護看護	平成 25 年 8 月 1 日
有限会社介助南熊本営業所 熊本市南区田井島一丁目 9-18 有限会社介助 代表取締役 佐野 善治	福祉用具貸与・介護予防福祉 用具貸与、特定福祉用具販 売・特定介護予防福祉用具販 売	平成 25 年 8 月 1 日
茶話本舗デイサービス 清水新地 熊本市北区清水新地一丁目 1 番 6 号 株式会社ウッドランドパス 代表取締役 高山 達三	通所介護	平成 25 年 8 月 1 日
通所介護事業所 エルスリー熊本野中 熊本市西区野中三丁目 3 番 20 号 株式会社エヌ・ビー・ラボ 代表取締役 清原 晃	通所介護	平成 25 年 8 月 6 日
医療法人朝日野会 十善病院 熊本市中央区南熊本三丁目 6-34 医療法人朝日野会 十善病院 理事長 清水 安全	訪問リハビリテーション・介 護予防訪問リハビリテーシ ョン	平成 25 年 8 月 1 日
医療センター前薬局 熊本市南区富合町平原 387 番 2 株式会社 ミュキメディカル 代表取締役 松吉 順子	居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	平成 25 年 8 月 9 日
春うらら ホームヘルプサービス 熊本市中央区帯山三丁目 53-12 有限会社ケーシーシー 代表取締役 古畑 憲治	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25 年 7 月 22 日
デイサービスセンター春うらら 熊本市中央区帯山三丁目 53-12 有限会社ケーシーシー 代表取締役 古畑 憲治	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 7 月 22 日

告示第 648 号

平成 25 年 8 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関を指定したので、同法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
早稲田イーライフ江津湖 熊本市中央区出水四丁目15番27号 株式会社イーライフ 代表取締役 長谷川 健	通所介護・介護予防通所 介護	平成25年7月29日

告 示 第 6 4 9 号

平成25年8月27日

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
リハセンターみどりの樹 健軍 熊本市東区健軍一丁目24番20号 株式会社リーブス・ケア 代表取締役 中島 理子	通所介護・介護予防通所 介護	平成25年6月1日

告 示 第 6 5 0 号

平成25年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：セントケア熊本 所在地：熊本市中央区水前寺四丁目54番21号	平成25年7月1日	所在地変更
旧	介護機関名称：セントケア熊本 所在地：熊本市東区长嶺南四丁目11番126号		
新	介護機関名称：医療法人桜十字 桜十字病院 所在地：熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	平成18年2月15日	名称・所在地変更
旧	介護機関名称：医療法人林田会 林ヶ原記念病院 所在地：熊本市御幸木部町792		

告 示 第 6 5 1 号

平成25年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
医療法人相生会にしくまもと病院 熊本市南区富合町古閑1012番地 医療法人相生会 理事長 小西 淳二	平成25年8月31日

医療法人相生会にしくまもと病院 通所リハビリテーション事業所れんげ草 熊本市南区富合町古閑1012番地 医療法人相生会 理事長 小西 淳二	平成25年8月31日
訪問看護ステーションきんもくせい 熊本市南区富合町古閑1012番地 医療法人相生会 理事長 小西 淳二	平成25年8月31日
医療法人相生会にしくまもと病院指定居宅介護支援事業所 熊本市南区富合町古閑1012番地 医療法人相生会 理事長 小西 淳二	平成25年8月31日

告示第652号

平成25年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から  
休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
ヒューマンライフケア熊本 熊本市中央区細工町三丁目7番2号 ヒューマンライフケア株式会社 代表取締役 河上 信弘	平成25年7月9日

告示第653号

平成25年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永  
住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶  
助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の  
規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(歯科)		
フロンティア歯科医院 熊本市中央区島崎一丁目29-15 戸高 祥二	歯科・小児歯科	平成25年7月1日
(薬局)		
草葉調剤薬局 熊本市中央区草場町2-35 有限会社 メディックス 代表取締役 今井 政文	薬局	平成25年7月1日
めいご薬局 熊本市中央区南千反畑14-27 株式会社 筑後 代表取締役 大神 甫	薬局	平成25年8月5日
あすなる薬局 帯山店 熊本市中央区帯山三丁目18-42 株式会社 MYU 代表取締役 松村 義雅	薬局	平成25年8月1日

同仁堂 下通店 熊本市中央区下通一丁目 7-11 株式会社 同仁堂 代表取締役 上野 景昭	薬局	平成 25 年 7 月 16 日
(柔道整復)		
きずな整骨院 下吉 康隆 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目 2-38 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 25 年 8 月 8 日
きずな整骨院 松野 景詩郎 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目 2-38 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 25 年 8 月 8 日
(柔道整復)		
ひのくに整骨院 吉岡 勇 熊本市東区若葉一丁目 31-8 広永ビル 1F ひのくに整骨院	柔道整復	平成 25 年 7 月 1 日
(あん摩・マッサージ)		
猪亦治療院 後藤 哲司 熊本市北区龍田七丁目 1-32 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
廣田長生館治療所 廣田 和秀 熊本市南区田迎二丁目 5-25 (東) 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
日の出鍼灸院 松里 季代子 熊本市東区月出六丁目 1-2 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
あん摩はりきゅう福島治療院 福島 和広 熊本市東区保田窪本町 6-5 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
勉強堂鍼マッサージ治療院 志賀 勉 熊本市東区长嶺南一丁目 2-103 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
宮原鍼灸マッサージ療院 宮原 道子 熊本市西区上高橋二丁目 17-13 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
今村はりマッサージ治療院 今村 武俊 熊本市中央区帯山七丁目 5-9 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
紫垣治療院 紫垣 隆俊 熊本市南区幸田二丁目 10-21 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
ハリあんまの源生堂 橋口 竜二 熊本市南区近見六丁目 12-85 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日

池田鍼マッサージ院 池田 敏雄 熊本市北区清水新地六丁目 1-3 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
(あん摩・マッサージ)		
トキワ鍼治療院 中地 勝義 熊本市東区小峯一丁目 6 番 8 2-2 号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
長嶺鍼灸治療院 森 重信 熊本市東区长嶺東一丁目 8 番 8-102 号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
アヅマ鍼灸院 東 正人 熊本市東区上南部四丁目 9-54 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
藤原針灸治療院 藤原 廣 熊本市西区小島七丁目 3-1 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
三好鍼灸院 三好 長生 熊本市北区龍田弓削一丁目 15-37 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
えんどう指圧・マッサージ院 遠藤 和広 熊本市中央区帯山六丁目 7 番 141-103 号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
熊本鍼灸院 清崎 聖二 熊本市南区富合町釈迦堂 741-3 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
コトブキ鍼治療院 井上 寿子 熊本市東区尾ノ上二丁目 5 番 6-101 号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
黒髪マッサージ治療院 坂梨 友則 熊本市中央区黒髪六丁目 10-30 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
松田鍼灸マッサージ治療院 松田 ますみ 熊本市北区龍田五丁目 1-8 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
塚本鍼灸院 塚本 博巳 熊本市中央区迎町一丁目 3 番 6-805 号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
(あん摩・マッサージ)		
阪本マッサージ 阪本 喜代子 熊本市西区田崎本町 8-11 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 19 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 齊田 淳仁 熊本市中央区本庄六丁目 4 番 3-1802 号 マッサージ鍼灸クオン 熊本中央 齊田 淳仁	あん摩・マッサージ	平成 25 年 7 月 17 日

マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 早川 弘和 熊本市中央区本荘六丁目4番3-1802号 マッサージ鍼灸クオン 熊本中央 早川 弘和	あん摩・マッサージ	平成25年7月17日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 早川 正子 熊本市中央区本荘六丁目4番3-1802号 マッサージ鍼灸クオン 熊本中央 早川 正子	あん摩・マッサージ	平成25年7月17日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 青木 広光 熊本市中央区本荘六丁目4番3-1802号 マッサージ鍼灸クオン 熊本中央 青木 広光	あん摩・マッサージ	平成25年7月17日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 矢住 紘一 熊本市中央区本荘六丁目4番3-1802号 マッサージ鍼灸クオン 熊本中央 矢住 紘一	あん摩・マッサージ	平成25年7月17日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 緒方 信博 熊本市中央区本荘六丁目4番3-1802号 マッサージ鍼灸クオン 熊本中央 緒方 信博	あん摩・マッサージ	平成25年7月17日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 前田 則浩 熊本市中央区本荘六丁目4番3-1802号 マッサージ鍼灸クオン 熊本中央 前田 則浩	あん摩・マッサージ	平成25年7月17日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 中地 勝義 熊本市中央区本荘六丁目4番3-1802号 マッサージ鍼灸クオン 熊本中央 中地 勝義	あん摩・マッサージ	平成25年7月17日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 木村 昇 熊本市中央区本荘六丁目4番3-1802号 マッサージ鍼灸クオン 熊本中央 木村 昇	あん摩・マッサージ	平成25年7月17日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 城戸 良二 熊本市中央区本荘六丁目4番3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 城戸 良二	あん摩・マッサージ	平成25年7月17日
(あん摩・マッサージ)		
レイスマッサージ治療院 佐藤 靖子 熊本市北区龍田陳内三丁目2-41 シェールベルジ ユ101 レイスマッサージ治療院 佐藤 靖子	あん摩・マッサージ	平成25年7月19日
レイスマッサージ治療院 山下 朋子 熊本市北区龍田陳内三丁目2-41 シェールベルジ ユ101 レイスマッサージ治療院 山下 朋子	あん摩・マッサージ	平成25年7月19日
レイスマッサージ治療院 松岡 義一 熊本市北区龍田陳内三丁目2-41 シェールベルジ ユ101 レイスマッサージ治療院 松岡 義一	あん摩・マッサージ	平成25年8月14日
フレアス在宅マッサージ 竹林 淳 熊本市北区龍田四丁目29-33 株式会社 フレアス 代表取締役 澤登 拓	あん摩・マッサージ	平成25年8月6日



フレアス在宅マッサージ 金澤 陽介 熊本市北区龍田四丁目 29-33 株式会社 フレアス 代表取締役 澤登 拓	あん摩・マッサージ	平成 25 年 8 月 6 日
フレアス在宅マッサージ 出口 徹英 熊本市北区龍田四丁目 29-33 株式会社 フレアス 代表取締役 澤登 拓	あん摩・マッサージ	平成 25 年 8 月 6 日
フレアス在宅マッサージ 中嶋 秀昭 熊本市北区龍田四丁目 29-33 株式会社 フレアス 代表取締役 澤登 拓	あん摩・マッサージ	平成 25 年 8 月 6 日
(はり・灸)		
中村鍼灸院 中村 欣也 熊本市中央区国府一丁目 22-9 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
日の出鍼灸院 松里 季代子 熊本市東区月出六丁目 1-2 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
あん摩はりきゅう福島治療院 福島 和広 熊本市東区保田窪本町 6-5 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
勉強堂鍼マッサージ治療院 志賀 勉 熊本市東区長嶺南一丁目 2-103 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
(はり・灸)		
宮原鍼灸マッサージ療院 宮原 道子 熊本市西区上高橋二丁目 17-13 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
今村はりマッサージ治療院 今村 武俊 熊本市中央区帯山七丁目 5-9 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
ハリあんまの原生堂 橋口 竜二 熊本市南区近見六丁目 12-85 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
池田鍼マッサージ院 池田 敏雄 熊本市北区清水新地六丁目 1-3 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
トキワ鍼治療院 中地 勝義 熊本市東区小峯一丁目 6 番 82-2 号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
長嶺鍼灸治療院 森 重信 熊本市東区長嶺東一丁目 8 番 8-102 号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
アヅマ鍼灸院 東 正人 熊本市東区上南部四丁目 9-54 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日

藤原針灸治療院 藤原 廣 熊本市西区小島七丁目 3-1 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
三好鍼灸院 三好 長生 熊本市北区龍田弓削一丁目 15-37 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
熊本鍼灸院 清崎 聖二 熊本市南区富合町積迦堂 741-3 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
岩永鍼灸院 岩永 タミ子 熊本市南区城南町阿高 321-2 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
(はり・灸)		
コトブキ鍼治療院 井上 寿子 熊本市東区尾ノ上二丁目 5 番 6-101 号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
田中鍼治療院 田中 博助 熊本市東区小峯二丁目 6-41 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
松田鍼灸マッサージ治療院 松田 ますみ 熊本市北区龍田五丁目 1-8 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
塚本鍼灸院 塚本 博巳 熊本市中央区迎町一丁目 3 番 6-805 号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
湧泉堂 矢野 晴之 熊本市中央区帯山四丁目 51-16 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
ニコニコ鍼灸院 境 誠二 熊本市北区清水万石一丁目 8-47 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成 25 年 7 月 19 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 齊田 淳仁 熊本市中央区本荘六丁目 4 番 3-1802 号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 齊田 淳仁	はり・灸	平成 25 年 7 月 17 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 早川 弘和 熊本市中央区本荘六丁目 4 番 3-1802 号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 早川 弘和	はり・灸	平成 25 年 7 月 17 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 早川 正子 熊本市中央区本荘六丁目 4 番 3-1802 号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 早川 正子	はり・灸	平成 25 年 7 月 17 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 青木 広光 熊本市中央区本荘六丁目 4 番 3-1802 号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 青木 広光	はり・灸	平成 25 年 7 月 17 日

マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 矢住 紘一 熊本市中央区本庄六丁目4番3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 矢住 紘一 (はり・灸)	はり・灸	平成25年7月17日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 緒方 信博 熊本市中央区本庄六丁目4番3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 緒方 信博	はり・灸	平成25年7月17日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 前田 則浩 熊本市中央区本庄六丁目4番3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 前田 則浩	はり・灸	平成25年7月17日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 中地 勝義 熊本市中央区本庄六丁目4番3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 中地 勝義	はり・灸	平成25年7月17日
レイスマッサージ治療院 山下 朋子 熊本市北区龍田陳内三丁目2-41 シェールベルジ ュ101 レイスマッサージ治療院 山下 朋子	はり・灸	平成25年7月19日
坪井整骨院 中野 和男 熊本市中央区坪井四丁目1-1 コマキビル1F 坪井整骨院 中野 和男 (灸)	はり・灸	平成25年8月5日
黒髪マッサージ治療院 坂梨 友則 熊本市中央区黒髪六丁目10-30 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	灸	平成25年7月19日

告示第654号

平成25年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(診療)			
新	城南病院 熊本市南区城南町舞原無番地 医療法人杏和会 理事長 宮本 誠二	平成25年6月28日	理事長変更
旧	城南病院 熊本市南区城南町舞原無番地 医療法人杏和会 理事長 船津 昭信		
新	にのみやクリニック 熊本市中央区帯山二丁目12-10 医療法人社団 二宮会 理事長 二宮 敏郎	平成25年6月22日	理事長変更
旧	にのみやクリニック 熊本市中央区帯山二丁目12-10		

	医療法人社団 二宮会 理事長 二宮 武志		
(歯科)			
新	東部熊本歯科 熊本市中央区帯山二丁目 12-10 医療法人社団 二宮会 理事長 二宮 敏郎	平成 25 年 6 月 22 日	理事長変更
旧	東部熊本歯科 熊本市中央区帯山二丁目 12-10 医療法人社団 二宮会 理事長 二宮 武志		
(薬局)			
新	セガミ薬局 江津店 熊本市南区田井島一丁目 11-6 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 代表取締役 橋爪 薫	平成 25 年 4 月 1 日	開設者変更
旧	セガミ薬局 江津店 熊本市南区田井島一丁目 11-6 セガミメディクス株式会社 代表取締役 橋爪 薫		
(あん摩・マッサージ)			
新	吉田鍼灸院 熊本市南区南高江五丁目 7-68 吉田 光子	平成 25 年 7 月 19 日	名称 (屋号) 変更
旧	吉田治療院 熊本市南区南高江五丁目 7-68 吉田 光子		
新	一番堂山下治療院 熊本市西区二本木四丁目 4-1 山下 賢一	平成 15 年 7 月 1 日	名称 (屋号) 変更
旧	山下治療院 熊本市西区二本木四丁目 4-1 山下 賢一		
新	田中鍼治療院 熊本市東区小峯二丁目 6-41 田中 博助	平成 25 年 7 月 19 日	名称 (屋号) 変更
旧	田中治療院 熊本市東区小峯二丁目 6-41 田中 博助		
新	鍼灸マッサージ山田治療院 熊本市東区東野一丁目 3-130 山田 光章	平成 25 年 7 月 19 日	名称 (屋号) 変更
旧	山田治療院 熊本市東区東野一丁目 3-130 山田 光章		

(はり・灸)			
新	鍼灸マッサージ山田治療院 熊本市東区東野一丁目 3-130 山田 光章	平成 25 年 7 月 19 日	名称 (屋号) 変更
旧	山田治療院 熊本市東区東野一丁目 3-130 山田 光章		
新	のじり鍼灸治療院 熊本市中央区壺川二丁目 6-3 野尻 明宏	平成 25 年 7 月 19 日	名称 (屋号) 変更
旧	野尻鍼灸院 熊本市中央区壺川二丁目 6-3 野尻 明宏		
新	一番堂山下治療院 熊本市西区二本木四丁目 4-1 山下 賢一	平成 15 年 7 月 1 日	名称 (屋号) 変更
旧	山下治療院 熊本市西区二本木四丁目 4-1 山下 賢一		

告示 第 6 5 5 号

平成 25 年 8 月 27 日

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(歯科)	
フロンティア歯科医院 熊本市中央区島崎一丁目 29-15 秋吉 信隆	平成 25 年 6 月 30 日
(薬局)	
草葉調剤薬局 熊本市中央区草場町 2-35 有限会社 栄泉堂調剤薬局 代表取締役 今井 政文	平成 25 年 6 月 30 日
保険調剤薬局 同仁堂下通店 熊本市中央区下通一丁目 7-11 株式会社 同仁堂 代表取締役 上野 景昭	平成 25 年 7 月 15 日
(あん摩・マッサージ)	
雅治療院 熊本市東区水源二丁目 16-10 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	平成 25 年 6 月 24 日
(はり・灸)	
雅治療院 熊本市東区水源二丁目 16-10 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	平成 25 年 6 月 24 日

## 告 示 第 6 5 6 号

平成 2 5 年 8 月 2 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 7 8 条及び法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに法第 1 1 5 条の 1 0 及び法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービ スの種 類
4 3 6 0 1 9 0 6 7 4	訪問看護ステーションきんもくせい 熊本市南区富合町古閑 1 0 1 2 番地	医療法人相生会 福岡県福岡市博多区店屋町 6 - 1 8 理事長 入江 伸	平成 2 5 年 9 月 1 日	訪問看護
4 3 6 0 1 9 0 6 7 4	訪問看護ステーションきんもくせい 熊本市南区富合町古閑 1 0 1 2 番地	医療法人相生会 福岡県福岡市博多区店屋町 6 - 1 8 理事長 入江 伸	平成 2 5 年 9 月 1 日	介護予防 訪問看護

## 告 示 第 6 5 7 号

平成 2 5 年 8 月 2 8 日

熊本市放置自動車防止条例（平成 1 4 年条例第 3 0 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、次の放置自動車を市が移動し保管したので告示する。

この自動車の所有者等は、至急市に連絡の上、引取り手続きをしなければならない。

引取り手続きがない場合は、条例の規定に基づき処分等を行い、これに要した費用を請求する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 放置場所	熊本市中央区水道町 7 番 1 6 号地先				
2 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種別	塗色	自動車登録番号標等	車台番号
	HONDA D i o	原付	黒	水俣市 あ 3 4 6 1	不明
3 移動・保管日時	平成 2 5 年 8 月 1 5 日 午後 3 時 3 0 分頃				
4 保管場所	熊本市北区鹿子木町 6 6 (北部土木センター倉庫内)				
5 連絡先	熊本市都市建設局北部土木センター維持課 熊本市北区鹿子木町 6 6 電話番号 0 9 6 - 2 4 5 - 5 0 5 0				

## 告 示 第 6 5 9 号

平成 2 5 年 8 月 2 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109904	ベストケアセンター 熊本市南区田迎二丁目3番11号田迎 ハイツ200	株式会社栄真 熊本市南区田迎二丁目3番11号 代表取締役 松永 美智子	平成25年 9月1日	訪問介護
4370109904	ベストケアセンター 熊本市南区田迎二丁目3番11号田迎 ハイツ200	株式会社栄真 熊本市南区田迎二丁目3番11号 代表取締役 松永 美智子	平成25年 9月1日	介護予防訪問介護

告示第660号

平成25年8月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109912	あすなろ熊本ヘルパーステーション 熊本市南区城南町舞原342番地2	株式会社あすなろ 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目8 番31号 九州ビル6F 代表取締役 森内 勝巳	平成25年 9月1日	訪問介護
4370109912	あすなろ熊本ヘルパーステーション 熊本市南区城南町舞原342番地2	株式会社あすなろ 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目8 番31号 九州ビル6F 代表取締役 森内 勝巳	平成25年 9月1日	介護予防訪問介護

告示第661号

平成25年8月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 名称

池上校区第1町内自治会

## 2 規約に定める目的

地域住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること
- (4) 福利、厚生に関すること
- (5) 交通安全、防犯、防災等に関すること
- (6) その他目的達成に必要なこと

## 3 区域

熊本市西区戸坂町全域

4 主たる事務所

熊本市西区戸坂町 1 1 3 番地

5 代表者の氏名

和氣 信雄

6 代表者の住所

熊本市西区戸坂町 1 - 5 2

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

8 代理人の有無

無

9 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

10 認可年月日

平成 25 年 8 月 22 日

告 示 第 6 6 2 号

平成 25 年 8 月 30 日

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 26 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定による届出がされたので、同法第 115 条の 2 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定辞退年月日	サービスの種類
43123 11394	にしくまもと病院 熊本市南区富合町古閑 1012	医療法人 相生会 熊本市南区富合町古閑 1012 理事長 小西 淳二	平成 25 年 8 月 31 日	介護療養型医療施設

告 示 第 6 6 3 号

平成 25 年 8 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
431231 1394	にしくまもと病院 熊本市南区富合町古閑 1012	医療法人相生会 熊本市南区富合町古閑 1012 理事長 小西 淳二	平成 25 年 8 月 31 日	(介護予防) 短期入所療養介護



告 示 第 6 6 4 号

平成 25 年 8 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画下水道 熊本公共下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市全域
- 3 縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 6 6 5 号

平成 25 年 8 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109896	リハビリステーション・スタジオ オ aruco 熊本市東区新南部一丁目1番6 1号 シティライフ平井	株式会社Bacci 熊本市中央区水前寺四丁目33番4 4号 代表取締役 奥羽 政資	平成 25 年 9 月 1 日	通所介護
4370109896	リハビリステーション・スタジオ オ aruco 熊本市東区新南部一丁目1番6 1号 シティライフ平井	株式会社Bacci 熊本市中央区水前寺四丁目33番4 4号 代表取締役 奥羽 政資	平成 25 年 9 月 1 日	介護予防通所介護

告 示 第 6 6 6 号

平成 25 年 8 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370107569	あすなる熊本デイサービスセンター 熊本市南区城南町舞原344番地2	一般社団法人医療介護施設助成事業団 福岡市博多区博多駅南一丁目8番30号 代表理事 静 政則	平成 25 年 8 月 31 日	通所介護 介護予防通所介護

## 告 示 第 6 6 7 号

平成 25 年 8 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	廃止年月日	サービ スの種類
4 3 7 0 1 0 7 5 4 4	あすなる熊本ケアプランセンター 熊本市南区城南町舞原 3 4 2 番地 2	一般社団法人医療介護施設助成事業団 福岡市博多区博多駅南一丁目 8 番 3 0 号 代表理事 静 政則	平成 25 年 8 月 31 日	居宅介護 支援

## 告 示 第 6 6 8 号

平成 25 年 8 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービ スの種類
4 3 7 0 1 0 9 8 8 8	あすなる熊本デイサービスセンター 熊本市南区城南町舞原 3 4 4 番地 2	株式会社あすなる 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目 8 番 3 1 号 九州ビル 6 F 代表取締役 森内 勝巳	平成 25 年 9 月 1 日	通所介護
4 3 7 0 1 0 9 8 8 8	あすなる熊本デイサービスセンター 熊本市南区城南町舞原 3 4 4 番地 2	株式会社あすなる 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目 8 番 3 1 号 九州ビル 6 F 代表取締役 森内 勝巳	平成 25 年 9 月 1 日	介護予防 通所介護

## 告 示 第 6 6 9 号

平成 25 年 8 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービ スの種類
4 3 7 0 1 0 9 8 7 0	あすなる熊本ケアプランセンター 熊本市南区城南町舞原 3 4 2 番地 2	株式会社あすなる 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目 8 番 3 1 号 九州ビル 6 F 代表取締役 森内 勝巳	平成 25 年 9 月 1 日	居宅介護支 援

告 示 第 6 7 0 号

平成 2 5 年 8 月 3 0 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
8 月 6 日	立看板等	3	下南部	8 月 7 日
8 月 9 日	立看板等	5	清水・東町	8 月 1 0 日
8 月 1 2 日	はり札等	5	長嶺	8 月 1 3 日
8 月 1 9 日	はり札等	2	健軍	8 月 2 0 日
8 月 2 7 日	はり札等	3	画図・小峯	8 月 2 8 日
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町 3 - 1）				

告 示 第 6 7 1 号

平成 2 5 年 8 月 3 0 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 事業所の名称及び所在地

- (1) 指定訪問介護事業所 熊本市社会福祉事業団  
熊本市南区平成一丁目 1 6 番 1 8 号
- (2) あすなろ熊本ヘルパーステーション  
熊本市南城区南町舞原 3 4 2 番地 2
- (3) あい E Y E ワークセンター  
熊本市中央区上水前寺一丁目 4 番 1 9 号

## 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団  
熊本市南区平成一丁目 1 6 番 1 8 号 宗村 收
- (2) 株式会社 あすなろ  
福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目 8 番 3 1 号 森内 勝巳
- (3) 社会福祉法人 熊本県視覚障がい者福祉協会  
熊本市東区长嶺南二丁目 3 番 2 号 新城 育子

## 3 指定年月日

平成 2 5 年 9 月 1 日

## 4 障害福祉サービスの種類

- (1) 行動援護
- (2) 居宅介護、重度訪問介護

(3) 就労移行支援、就労継続支援B型

5 主たる対象とする障害の種類

- (1) 特定無し  
 (2) 特定無し  
 (3) 身体障害者

## 公 告

公告第 6 0 9 号

平成 2 5 年 8 月 1 6 日

熊本市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 3 2 号）第 2 2 条の規定に基づき、次のように都市公園を廃止するので公告する。

都市公園に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置	区 域	面積 (㎡)
番 号	公 園 名			
1 0 ・ 3 4	白川新南部五丁目緑地	熊本市東区新南部 五丁目 5 9 0 番 2、 6 0 2 番 2	別図のとおり	2, 6 4 6 ㎡

(別図略)

廃止の理由

熊本県施工による白川河川激甚災害対策特別緊急事業に伴い、都市公園を廃止するもの。

2 廃止の期日

平成 2 5 年 8 月 1 6 日

公告第 6 1 0 号

平成 2 5 年 8 月 1 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区鶴羽田五丁目 9 2 1 番、9 2 2 番 1

1, 4 3 9. 8 5 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県上益城郡嘉島町大字北甘木 2 0 8 5 番地

医療法人社団 栄康会

理事長 西村 栄彦

公告第 6 1 2 号

平成 2 5 年 8 月 2 0 日

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 1 項の規定による熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の次に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 1 3 3 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 7 7 条第 5 項の規定に

より当該通知書の送付に代えて、その内容が熊本県熊本市南区城南町今吉野 1 3 2 4 番地 2 にある城南町中央土地区画整理組合の掲示板に掲示されている。

熊本市長 幸 山 政 史

書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

兵庫県神戸市兵庫区兵庫町一丁目 4 番 9 - 6 0 2 号 池部哲子

公 告 第 6 1 3 号

平成 2 5 年 8 月 2 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区田井島三丁目 3 2 7 番 1

9 3 2. 5 6 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

山口県宇部市五十目山町 5 番 4 3 - 7 号

株式会社 真心

代表取締役 豆田 正樹

公 告 第 6 1 5 号

平成 2 5 年 8 月 2 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区野中二丁目 1 9 4 番 1 の一部、1 9 5 番 1、1 9 8 番 1、1 9 8 番 2、1 9 9 番及び水路の一部

3, 2 8 7. 6 4 平方メートル（1 工区）

2 許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

ダイレックス株式会社

代表取締役 大嶋 秀昭

公 告 第 6 1 6 号

平成 2 5 年 8 月 2 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区楠六丁目 1 8 8 4 番 1、1 8 8 6 番 1、1 8 8 6 番 2 及び市道の一部

5, 6 0 3. 7 5 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目 2 番 1 8 号

有限会社 ナイトウコーポレーション

代表取締役 内藤 幸明

## 公 告 第 6 1 7 号

平成 25 年 8 月 22 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、熊本県知事 蒲島 郁夫から熊本都市計画公園事業について認可の告示があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第 62 条第 1 項の規定により、熊本都市計画公園事業の認可に伴う関係図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、これを一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
熊本都市計画公園事業 5・6・1号 熊本城公園
- 2 施行者の名称  
熊本市
- 3 事務所の所在地及び関係図書の縦覧場所  
熊本市手取本町1番1号  
熊本市都市建設局都市政策課
- 4 事業の所在  
(収用の部分) 熊本県熊本市中心区宮内地内  
(使用の部分) なし
- 5 事業施行期間  
自 平成 25 年 8 月 13 日  
至 平成 30 年 3 月 31 日
- 6 縦覧期間  
自 平成 25 年 8 月 23 日  
至 平成 30 年 3 月 31 日

## 公 告 第 6 1 8 号

平成 25 年 8 月 22 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、熊本県知事 蒲島 郁夫から熊本都市計画公園事業について認可の告示があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第 62 条第 1 項の規定により、熊本都市計画公園事業の認可に伴う関係図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、これを一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
熊本都市計画公園事業 9・6・1号 水前寺江津湖公園
- 2 施行者の名称  
熊本市
- 3 事務所の所在地及び関係図書の縦覧場所  
熊本市手取本町1番1号  
熊本市都市建設局都市政策課
- 4 事業の所在  
(収用の部分) 熊本県熊本市中心区神水本町地内  
(使用の部分) なし
- 5 事業施行期間  
自 平成 25 年 8 月 13 日  
至 平成 28 年 3 月 31 日

## 6 縦覧期間

自 平成25年8月23日

至 平成28年3月31日

公告第620号

平成25年8月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町宮地字前無田496番4、497番4、501番、502番  
1、079.51平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区江津一丁目19番7号  
江藤 利治  
江藤 眞理子

公告第621号

平成25年8月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区画図町大字所島字石町287番、288番、289番、290番、291番、292番、293番、294番1、298番及び水路の一部  
4、100.81平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区健軍本町10番25号  
株式会社 グリーン住宅  
代表取締役 島村 徹男

公告第623号

平成25年8月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島五丁目37番2、43番2  
2、997.72平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区田迎五丁目4番6号  
TAKASUGI株式会社  
代表取締役 平島 孝典  
熊本市東区下江津五丁目13番12号  
株式会社 熊本不動産ネット  
代表取締役 横田 健太

公 告 第 6 2 4 号

平成 25 年 8 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区釜尾町字榑原 733 番 1、733 番 4、733 番 5、738 番 1、743 番 2、744 番、744 番 2、745 番 2、746 番、752 番 1、752 番 5、704 番 2 の一部、733 番 2 の一部、733 番 6 の一部、同市北区釜尾町字扇田 781 番、781 番 2、782 番、807 番 2、810 番 2、811 番、816 番 2、825 番 2、825 番 3、826 番 2、827 番 2、832 番 2、837 番 2、838 番 1、838 番 4、838 番 5、839 番 1、840 番 2、840 番 3、840 番 4、840 番 5、842 番 3、同市北区釜尾町字野口屋敷 901 番、同市北区貢町字扇田 1577 番、1577 番 2、1579 番 2、1582 番 1、1586 番、1586 番 2、1601 番 2、1603 番 2、1606 番 1、1606 番 2、1606 番 3、1606 番 4、1607 番 1、1607 番 2、1609 番 2、1610 番 2、1610 番 3、1610 番 5、1574 番の一部、1575 番 2 の一部、1577 番 3 の一部、同市北区貢町字曲尾 1628 番 1、1632 番 4、1633 番 6、1633 番 7、1633 番 11、1634 番 2、1622 番 6 の一部、1630 番 2 の一部、1632 番 5 の一部、1633 番 1 の一部、1636 番 1 の一部、1636 番 3 の一部、の一部

55,497.70 平方メートル【1 工区】

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市長 幸山 政史

公 告 第 6 2 5 号

平成 25 年 8 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島五丁目 3935 番 5、3940 番 2、655.07 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区保田窪本町 4 番 3 号  
有限会社 クリエイト  
代表取締役 原本 栄興

公 告 第 6 2 6 号

平成 25 年 8 月 26 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく植木農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 幸山 政史

1 変更内容

番号	変更しようとする土地の所在	面積 (a)	変更理由
----	---------------	--------	------



1	熊本市北区植木町円台寺字内平941-19	22.6	編入
---	----------------------	------	----

## 2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課  
熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 6 2 7 号

平成25年8月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区島崎五丁目553番2、558番の一部、560番、561番1、561番2、561番3

2, 191.75平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区龍田弓削一丁目14番24号

株式会社 志水工務店

代表取締役 志水 一博

公 告 第 6 2 8 号

平成25年8月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町鰯瀬字東640番6

344.06平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区出仲間四丁目15番1号 メゾンキャッスルI301号

松原 章太郎

公 告 第 6 3 0 号

平成25年8月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島町1489番、1490番の一部、1509番1の一部、1510番の一部、1548番の一部、1552番、1554番、1558番、1560番、1561番、1562番1、1562番2、1563番、又1563番、1564番、1574番、1575番、1576番、1577番1の一部、1578番1の一部、1580番の一部、1581番、1582番の一部、1599番1の一部

熊本県上益城郡益城町大字木山字船面1373番1の一部、1373番2の一部、1373番3の一部、1378番の一部、1378番3の一部、1386番1の一部、1386番4の一部、1386番5の一部、1388番の一部、1391番の一部、1417番の一部、1417番2の一

部、1417番3の一部、1422番の一部、熊本県上益城郡益城町大字宮園三ノ迫1187番2の一部、1187番4の一部、1188番2の一部、1189番の一部、1189番2の一部  
80,934.98平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市長 幸山 政史

公 告 第 6 3 4 号

平成25年8月30日

市有地を公売するので、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第3条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 公売物件

土地

物件番号	物 件 の 所 在	登記地目等 (現況地目)	地 積 (㎡)	最低売却価格 (円)
カ1	西区池上町柿谷1143番1	宅地	800.55	14,249,790
カ2	北区植木町一木字山ノ本217番4	宅地	250.30	4,930,910
カ3	南区奥古閑町字手永開4345番	宅地	1,806.63	10,893,978
カ4	南区富合町清藤字居合444番3	雑種地	301.58	8,414,082
カ5	南区富合町清藤字居合444番7	雑種地	183.16	2,729,084
カ6	西区戸坂町95番	宅地	163.08	8,039,844
カ7	西区蓮台寺五丁目620番1	宅地	176.40	10,090,080
カ8	北区榆木四丁目1395番5	宅地	326.15	15,165,975
カ9	北区榆木四丁目1395番7	宅地	339.59	17,081,377
カ10	北区清水万石五丁目458番4	宅地	337.46	14,443,288
カ11	西区春日七丁目107番31	宅地	190.92	12,409,800
カ12	西区蓮台寺三丁目1062番19	宅地	240.08	14,068,688
カ13	西区蓮台寺三丁目1062番30外2筆	宅地	340.71	18,227,985
カ14	中央区出水七丁目300番25	宅地	264.95	19,473,825
カ15	中央区出水七丁目300番39	宅地	235.27	17,292,345

カ16	中央区出水七丁目300番36	宅地	271.48	19,736,596
カ17	中央区出水七丁目300番10	宅地	305.08	22,423,380

- 2 契約条項を示す場所  
熊本市財政局管財課
- 3 公売方法  
一般競争入札
- 4 入札参加者の資格  
次に掲げる者は、売払地に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の参加資格を有しない。
- (1) 個人及び法人以外の者
  - (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - (3) 市有地公売の一般競争入札に参加した落札者で、正当な理由なく契約を締結せず又は履行しなかった者で当該事実があった日から2年を経過しない者
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する熊本市職員
  - (5) 納付すべき市町村民税の滞納がある者
  - (6) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号に該当する者
- 5 入札参加申込みの受付期間及び場所  
平成25年9月5日から平成25年10月2日まで  
午前8時30分から午後5時まで ※土曜・日曜日、祝日は除く  
市役所6階 管財課
- 6 入札の日時及び場所  
平成25年10月31日 午前10時から随時  
市役所6階 会議室
- 7 入札保証金  
入札金額の100分の5以上
- 8 入札の無効  
最低売却価格未滿及び入札保証金の限度額を超える金額での入札  
その他、市有地公売募集要領に定めた入札に関する条件に違反した入札

## 中 央 区

中央区告示第15号

平成25年8月16日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年8月8日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第16号

平成25年8月16日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年8月13日に職権に

より削除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 17 号

平成 25 年 8 月 22 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定により、以下のとおり公表する。ただし、対象期間は平成 24 年 4 月 1 日以降から平成 25 年 3 月末日までの閲覧分である。

閲覧の年月日	請求者または申出者	利用目的等の概要	閲覧に係る住民の範囲	件数
平成 24 年 4 月 24 日	一般社団法人中央調査社 会長 中田 正博	NHK 放送文化研究所が行う「2012 年 6 月全国接触者率調査」	琴平本町 平成 17 年 12 月 31 日生まれまでの男女	12
平成 24 年 5 月 7 日、8 日、10 日	自衛隊熊本地方協力本部	自衛隊熊本地方協力本部が行う「自衛官等の募集に伴う広報」	平成 6 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日生まれの男子	836
平成 24 年 5 月 16 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	金融広報中央委員会が行う「家計の金融行動に関する世論調査」	西子飼町 1 から 3 番、8 から 10 番、東子飼町 1 から 8、妙体寺町 1 から 3 番、北千反畑町 5 から 8 番 平成 4 年 5 月 31 日生まれまでの男女	22
平成 24 年 6 月 6 日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府が行う「国民生活に関する世論調査」	新町四丁目 3	28
平成 24 年 6 月 8 日	熊本県企画振興部企画課	熊本県企画振興部企画課が行う「県民アンケート調査」	熊本市内の満 20 歳以上の男女	1806
平成 24 年 6 月 20 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」	黒髪五から六丁目 平成 4 年 7 月 31 日生まれまでの男女	15
平成 24 年 7 月 24 日	一般社団法人中央調査社 会長 中田 正博	朝日新聞社が行う「2012 年新聞及びウェブ利用に関する総合調査」	渡鹿五丁目 9 番 平成 9 年 8 月 31 日生まれまでの男女	23

平成24年8月7日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	国立大学東京大学が行う「第8回長寿社会における中高年者の暮らし方の調査」	弥生町 大正8年9月1日から昭和27年8月31日生まれまでの男女	13
平成24年8月28日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	内閣府が行う「団塊の世代の意識に関する調査」	小沢町、板屋町、細工町四丁目 昭和22年1月1日から昭和24年12月31日生まれまでの男女	32
平成24年8月31日	熊本県教育庁教育指導局体育保健課	熊本県教育庁教育指導局体育保健課が行う「県民のスポーツに関するアンケート調査」	熊本市の満20歳以上の日本人の男女	1630
平成24年9月11日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府が行う「高齢者の健康に関する意識調査」	出水四丁目14番から 55歳以上(昭和32年8月1日まで生まれ)の男女	16
平成24年9月11日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	国民生活センターが行う「第40回国民生活動向調査」	九品寺五丁目4番から、 水前寺二丁目27番から、 20歳から69歳 (昭和17年10月から平成4年9月末生まれの男女)	40
平成24年9月6日、7日、10日、12日、13日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	国土交通省が行う「全国都市交通特性調査」	熊本市全域	2600
平成24年10月3日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」	帯山五丁目 20才以上の男女 (平成4年10月31日生まれまで)	15
平成24年10月4日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	NHK放送文化研究所が行う「デジタル時代の新しいテレビ視聴調査」	水前寺四丁目 16歳以上(平成8年12月末日生まれの男女)	12

平成 24 年 10 月 22 日	株式会社建設環境研究所 九州支社 取締役支社長 市村 文昭	国土交通省熊本河川国道事務所が行う「河川環境整備事業に関するアンケート調査」	熊本市全域 満 20 歳から 70 歳の男女	970
平成 24 年 10 月 23 日、24 日	株式会社ビデオリサーチ 九州支社長 濱本 裕	株式会社エフエム熊本が行う「ラジオ聴取状況調査」	新町二丁目、京町二丁目、本山四丁目、薬園町、坪井五丁目、帯山七丁目、出水七丁目、水前寺三丁目、白山二丁目、新大江一丁目 昭和 17 年 12 月 2 日から平成 12 年 12 月 1 日生まれの男女	150
平成 24 年 10 月 30 日	熊本市都市政策課	「熊本市都市圏パーソントリップ調査」	安政町、辛島町、桜町、下通一丁目、下通二丁目、新市街、中央街、手取本町、花畑町 平成 19 年 10 月 30 日生まれまでの男女	1828
平成 24 年 11 月 20 日、21 日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗、 株式会社インテリサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	京町一丁目・二丁目 京町本丁 本山三丁目・四丁目・本山町 平成 8 年 11 月 1 日以前に生まれた男女	129
平成 24 年 11 月 22 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が行う「国民性に関する意識動向（2012年度）調査」	新町三丁目、四丁目 20 歳から 79 歳 (昭和 8 年 1 月 1 日から平成 4 年 12 月末日生まれの男女)	26
平成 24 年 12 月 7 日	熊本県企画新興部 企画課	「長寿を楽しむ社会の実現に向けた県民アンケート」	熊本市全域 満 40 歳以上の男女	602

平成 24 年 12 月 20 日から 12 月 21 日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 株式会社 インテージリサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	出水五丁目・出水八丁目 平成 8 年 1 月 1 日生まれまでの男女	86
平成 24 年 12 月 20 日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	文部科学省スポーツ青少年局スポーツ振興課が行う「体力・スポーツ」に関する世論調査	帯山五丁目 36 から 平成 4 年 12 月 31 日生まれまでの男女	17
平成 24 年 12 月 26 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府が行う「社会意識に関する世論調査」	保田窪一丁目 20 歳以上 (平成 4 年 12 月末日まで生まれ男女)	28
平成 24 年 12 月 27 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」	出水五から六丁目 外国人を除く、20 才以上の男女 (平成 5 年 1 月 31 日生まれまで)	15
平成 25 年 1 月 8 日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	NHK 放送文化研究所が行う「衆院選後の政治意識・2013 調査」	帯山九丁目 平成 4 年 12 月 31 日生まれまでの日本人男女	12
平成 25 年 1 月 16 日、17 日、18 日、22 日	株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	日本たばこ産業株式会社が「全国たばこ喫煙者率調査」	坪井五丁目、大江三丁目 大正 12 年 5 月 1 日から平成 5 年 4 月 30 日生まれまでの日本人男女	60
平成 25 年 1 月 29 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	NHK 放送文化研究所が行う「現代の生活意識に関する世論調査」	壺川一丁目 16 歳以上 (平成 8 年 12 月末日生まれの男女)	12

平成 25 年 2 月 5 日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府が行う「生活の質に関する世帯調査」	出水三丁目 4. 5 から 平成 10 年 1 月 31 日以前に生まれた男女、昭和 58 年 2 月 1 日から平成 5 年 1 月 31 日うまれの男女	11
平成 25 年 2 月 21 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	文化庁が行う「平成 24 年度国語に関する世論調査」	八王寺町 1 から 3 番地 16 歳以上 (平成 9 年 2 月末日まで生まれ日本人の男女)	20
平成 25 年 3 月 11 日	熊本県知事 蒲島 郁夫	熊本県土木部河川湾岸局湾岸課が行う「事業評価の住民アンケート調査」	熊本市全域 満 20 歳以上 (平成 4 年 3 月 31 日以前生まれ) の男女	2633
平成 25 年 3 月 21 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	日本宝くじ協会が行う「宝くじに関する世論調査」	神水本町 6 番から 18 歳以上 (平成 7 年 3 月末日まで生まれ男女)	19
平成 25 年 3 月 21 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	生命保険文化センターが行う「生活保障に関する調査」	大江六丁目 24 番から 18 歳以上 69 歳以下 (昭和 18 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月末日まで生まれ男女)	35

## 東 区

東 区 告 示 第 9 号  
平成 25 年 8 月 21 日

住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 8 条、住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 8 月 19 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

## 西 区

西 区 告 示 第 5 号  
平成 25 年 8 月 19 日

住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 8 条、住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 8 月 12 日に職権に



より消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

西 区 告 示 第 6 号

平成 25 年 8 月 22 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、以下のとおり公表する。ただし、対象期間は平成24年4月1日以降から平成25年3月末日までの閲覧分である。

閲覧の年月日	請求者または申出者	利用目的等の概要	閲覧に係る住民の範囲	件数
平成24年5月7日8日10日	自衛隊熊本地方協力本部	自衛隊熊本地方協力本部が行う「自衛官等の募集に伴う広報」	平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれの男子	511
平成24年5月16日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	金融広報中央委員会が行う「家計の金融行動に関する世論調査」	田崎一丁目1から5番 平成4年5月31日生まれまでの男女	22
平成24年5月18日	NHK熊本放送局 放送部 放送部長 小原 茂	NHK熊本放送局放送部が行う「6月全国個人視聴率調査」	城山半田二丁目、上代六丁目、土河原町 平成17年生まれまでの男女	14
平成24年5月29日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	池田二丁目6番、16番、17番、20番 平成5年12月31日生まれまでの男女	43
平成24年7月4日	一般社団法人中央調査社 会長 中田 正博	株式会社野村総合研究所が行う「日常生活に関するアンケート」	松尾町上松尾 昭和7年7月1日から平成9年6月30日生まれまでの男女	36
平成24年9月20日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府が行う「外交に関する世論調査」	蓮台寺一丁目3番、4番 20歳以上（平成4年8月末日まで生まれ）の男女	17

平成 24 年 10 月 23 日から 10 月 24 日	株式会社ビデオリサーチ 九州支社長 濱本 裕	株式会社エフエム熊本が行う「ラジオ聴取状況調査」	戸坂町、田崎一丁目、城山大塘一丁目、花園七丁目、池田一丁目、小島九丁目 昭和 17 年 12 月 2 日から平成 12 年 12 月 1 日生まれの男女	90
平成 24 年 1 月 20 日、21 日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 株式会社 インタージリサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	二本木一丁目・四丁目 平成 8 年 1 月 1 日以前に生まれた男女	43
平成 24 年 1 月 22 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府が行う「家族の法制に関する世論調査」	田崎本町 4 から 5 20 歳以上 (平成 4 年 1 月末日まで生まれ) の男女	14
平成 24 年 1 月 25 日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	国土交通省土地・建設産業局が行う「土地問題に関する国民の意識調査」	池田二丁目 19 から 平成 4 年 1 月 31 日生まれまでの男女	17
平成 24 年 1 月 20 日から 12 月 21 日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗 株式会社 インタージリサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	池田二丁目 平成 8 年 1 月 1 日生まれまでの男女	43
平成 24 年 1 月 27 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」	池上町 外国人を除く、20 才以上の男女 (平成 5 年 1 月 31 日生まれまで)	15

平成 25 年 1 月 8 日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	独立行政法人国立環境研究所が行う「これからのライフスタイルのあり方に関する世論調査」	島崎七丁目 昭和 8 年 1 月 1 日から平成 4 年 1 月 1 日生まれまでの男女	23
平成 25 年 1 月 8 日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費者庁が行う「消費者意識基本調査」	戸坂町 1 から 平成 9 年 1 2 月 3 1 日生まれまでの男女	25
平成 25 年 1 月 16 日、17 日、18 日、22 日	株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	日本たばこ産業株式会社が「全国たばこ喫煙者率調査」	城山下代一丁目 大正 12 年 5 月 1 日から平成 5 年 4 月 30 日生まれまでの日本人男女	60
平成 25 年 1 月 23 日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	北海学園大学が行う「電磁波による健康リスクの認識に関する調査」	二本木五丁目 満 20 歳以上の男女個人 40 名	40
平成 25 年 1 月 29 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	NHK 放送文化研究所が行う「現代の生活意識に関する世論調査」	島崎五丁目 16 歳以上 (平成 8 年 1 2 月末日生まれの男女)	12
平成 24 年 3 月 21 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	日本宝くじ協会が行う「宝くじに関する世論調査」	稗田町 6 番から、 18 歳以上 (平成 7 年 3 月末日まで生まれ男女)	19

## 南 区

南区告示第 7 号

平成 25 年 8 月 30 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり告示する。

熊本市南区区長 永目 工 嗣

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項の規定により、以下のとおり公表する。

ただし、対象期間は平成 24 年 4 月 1 日以降から平成 25 年 3 月末日までの閲覧分である。

閲覧の年月日	請求者または申出者	利用目的等の概要	閲覧に係る住民の範囲	件数
平成 24 年 5 月 7 日 8 日 10 日	自衛隊熊本地方協力本部	自衛隊熊本地方協力本部が行う「自衛官等の募集に伴う広報」	平成 6 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日生まれの男子	653

平成24年5月29日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	川尻三丁目9番3から40, 10番11,14から30,11番28,34,38,60から62,12番5から13,19から23,13番3から28,32から47,14番から18番 護藤町1374から1479, 1489から1569,1644から1715,1895から1911,1923から2109,2116から2123, 2130から2205, 2292から2331 平成5年12月31日生まれまでの男女	86
平成24年6月6日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府が行う「国民生活に関する世論調査」	銭塘町29から	28
平成24年7月4日	一般社団法人中央調査社 会長 中田 正博	株式会社野村総合研究所が行う「日常生活に関するアンケート」	刈草一丁目1番から 昭和7年7月1日から平成9年6月30日生まれまでの男女	36
平成24年7月4日	一般社団法人中央調査社 会長 中田 正博	NHK放送文化研究所が行う「中学生・高校生の生活と意識調査2012」	富合町(小岩瀬、国町、菰江、莎崎、古閑) 平成6年4月2日から平成12年4月1日生まれまでの男女	12
平成24年7月19日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府が行う「障害者に関する世論調査」	御幸笛田四丁目11から 平成4年6月30日生まれまでの男女	17

平成 24 年 7 月 31 日	社団法人新情報セ ンター 事務局長 平谷 伸次	一般社団法人日本家 族計画協会が行う「第 6 回男女の生活と意 識に関する調査」	御幸笛田七丁目 5 か ら 昭和 37 年 9 月 1 日 から平成 8 年 8 月 3 1 日生まれまでの男 女	17
平成 24 年 8 月 10 日	毎日新聞社 世論調査室長 三岡 昭博	毎日新聞社が行う「第 66 回読書・時事世論 調査」	城南町宮地 平成 8 年 9 月 30 日 生まれまでの男女	16
平成 24 年 9 月 11 日	一般社団法人中央 調査社 会長 西澤 豊	国民生活センターが 行う「第 40 回国民生 活動向調査」	南高江四丁目 1 番か ら、 20 歳から 69 歳 (昭 和 17 年 10 月から 平成 4 年 9 月末生ま れの男女)	20
平成 24 年 9 月 18 日	NHK 熊本放送局 放送部	NHK 熊本放送局放 送部が行う「11 月全 国個人視聴率調査」	土河原町 明治から平成 17 年 生まれの人	14
平成 24 年 10 月 3 日	株式会社日本リサ ーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活 意識に関するアンケ ート調査」	田迎三から五丁目 20 才以上の男女 (平成 4 年 10 月 3 1 日生まれまで)	15
平成 24 年 10 月 23 日、24 日	株式会社ビデオリ サーチ 九州支社 長 濱本 裕	株式会社エフエム熊 本が行う「ラジオ聴取 状況調査」	近見七丁目、白藤四丁 目、銭塘町、富合町木 原、城南町下宮地、土 河原町、出中間六丁目 昭和 17 年 12 月 2 日から平成 12 年 1 2 月 1 日生まれの男 女	105
平成 24 年 10 月 26 日	社団法人新情報セ ンター 事務局長 平谷 伸次	内閣府が行う「平成 2 4 年度青少年のイン ターネット利用環境 実態調査」	御幸笛田一丁目 平成 6 年 11 月 1 日 から平成 14 年 10 月 31 日生まれまで の男女	20
平成 24 年 11 月 20 日、21 日	株式会社 サーベ イリサーチセンタ ー 代表取締役 藤澤 士朗 株式会社 インテ ーグリサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が行う 「家計消費状況調査」	城南町千町 土河原町・八分字町 白石町・畠口町 平成 8 年 11 月 1 日 以前に生まれた男女	129

平成 24 年 12 月 20 日から 12 月 21 日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 株式会社 インテージリサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	江津一丁目、江津二丁目、田迎一丁目、馬渡一丁目、出仲間四丁目 平成 8 年 1 月 1 日生まれまでの男女	86
平成 25 年 1 月 8 日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	NHK 放送文化研究所が行う「衆院選後の政治意識・2013 調査」	城南町鰐瀬 平成 4 年 1 月 3 日生まれまでの日本人男女	12
平成 25 年 1 月 16 日、17 日、18 日、22 日	株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	日本たばこ産業株式会社が「全国たばこ喫煙者率調査」	日吉一丁目、砂原町 大正 12 年 5 月 1 日から平成 5 年 4 月 30 日生まれまでの日本人男女	60
平成 25 年 3 月 12 日	株式会社エスピー研 代表取締役 安良岡 洋介	厚生労働省医政局が行う「人生の最終段階における医療に関する調査」	砂原町 20 歳以上の男女	28
平成 25 年 3 月 21 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	日本宝くじ協会が行う「宝くじに関する世論調査」	近見三丁目 4 番から、18 歳以上 (平成 7 年 3 月末日まで生まれ男女)	19

## 上 下 水 道 局

上下水道局告示第 49 号

平成 25 年 8 月 30 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 1 項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第 14 条第 1 項第 1 号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 22 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 698 号	合志市栄 3794 番地 28 信和システム 代表者 中村 信一	平成 25 年 8 月 19 日

上下水道局告示第 50 号

平成 25 年 8 月 30 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水

道局規程第 36 号) 第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 702 号	合志市栄 3794 番地 28 信和システム株式会社 代表取締役 中村 信一	平成 25 年 8 月 19 日

上下水道局告示第 51 号

平成 25 年 8 月 30 日

次の者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 747 号	合志市栄 3794 番地 28 信和システム 代表者 中村 信一	平成 25 年 8 月 20 日

上下水道局告示第 52 号

平成 25 年 8 月 30 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 750 号	合志市栄 3794 番地 28 信和システム株式会社 代表取締役 中村 信一	平成 25 年 8 月 20 日

## 教 育 委 員 会

教委告示第 11 号

平成 25 年 8 月 21 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時  
平成 25 年 8 月 27 日（火） 午後 2 時から
- 2 場所  
マスマチュアル生命ビル 7 階 会議室
- 3 議案
  - (1) 平成 25 年度熊本市一般会計 9 月補正予算（教育費）について
  - (2) 平成 24 年度熊本市一般会計決算（教育費）及び特別会計決算（奨学金貸付事業費）について
  - (3) 教育課程特例校指定変更申請について
- 4 報告

- (1) 平成 26 年度熊本市立学校教員採用選考試験の一次試験結果及び二次試験実施状況について
- (2) 管理職採用選考試験の志願状況について
- (3) 公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について
- (4) 平成 25 年度 (第 17 回) 熊本市中学生による子ども議会について
- (5) 広報・広聴関係について

## 農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 8 号

平成 25 年 8 月 30 日

熊本市農業委員会総会会議規則第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 25 年 9 月 6 日 (金) 午後 3 時
- 2 場所 市役所 14 階大ホール
- 3 議題
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請 (会許可分)
  - 第 2 号議案 競売買受適格証明願 (耕作目的 : 会許可分)
  - 第 3 号議案 事業計画変更
  - 第 4 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
  - 第 5 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
  - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (6 号)
  - 第 7 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
  - 第 8 号議案 熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案について

## 人 事 委 員 会

熊本市人事委員会公告第 8 号

平成 25 年 8 月 20 日

平成 25 年度身体障がい者を対象とする熊本市職員採用選考試験について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成 25 年度身体障がい者を対象とする熊本市職員採用選考試験
- 2 申込期間 平成 25 年 9 月 10 日 (火) から平成 25 年 9 月 20 日 (金) まで  
インターネットによる申込は平成 25 年 9 月 10 日 (火) から平成 25 年 9 月 19 日 (木) まで
- 3 職種 事務職  
採用予定者数 2 人程度
- 4 試験案内配布場所
  - (1) 熊本市役所本庁舎 (1 階総合案内、13 階人事委員会事務局)
  - (2) 熊本市各区役所
  - (3) 熊本市各総合出張所
  - (4) 熊本市各出張所
  - (5) 熊本市時間外証明窓口 (中央区役所内)
  - (6) 熊本市市民サービスコーナー (くまもと森都心プラザ内)
  - (7) 熊本市東京事務所※ 熊本市ホームページの行政情報にも試験案内を掲載